第六項第四号ロ	前二号に定める事項及び	第二号に定める事項及び
	前二号に定める事項に	同号に定める事項に
第七項	次の各号	第一号又は第二号
	当該各号	これらの号
第七項第一号	法第八十二条の三第六項（同条第十四項	旧法人税法第八十二条の二第六項（同条第十三項
第七項第一号イ	法第八十二条第三十三号	旧法人税法第八十二条第三十一号（定義）
第七項第二号	法第八十二条の三第八項（同条第十四項	旧法人税法第八十二条の二第七項（同条第十三項
	同条第九項の規定　同条第八項又は第九項	同条第八項の規定　同条第七項又は第八項
第七項第二号イ	法第八十二条の三第八項又は第九項	旧法人税法第八十二条の二第七項又は第八項
第七項第二号ロ	法第八十二条の三第二項第一号	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号
第八項	令第二百十四条第一項	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えられた令第二百十四条第一項
	第三十八条の二十八第二十一項、第二十二項若しくは第二十四項	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第十八号。以下この項及び次項において「改正規則」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（次項において「旧法人税法施行規則」という。）第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項
	又は	若しくは
	とする	）の規定
第九項	令第二百十四条第二項	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えられた令第二百十四条第一項
	第三十八条の二十二項若しくは第二十四項、第三十八条の三十四の二第三項において準用する第三十八条の三十四の二第三項又は	又は改正規則附則第七条第一項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項若しくは第十四項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）、第三十八条の二十八第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十八の二第二項において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第二項の規定とする
	とする	旧法人税法施行規則第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項の規定、
第十項	次に掲げる事項	第一号に掲げる事項
		又は改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項若しくは第三十八条の三十八の二第一項において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項の規定とする